

重度訪問介護における報酬単価の見直しについて

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(現状・課題)

重度訪問介護事業は、重度障害者の地域生活における自立性を高めるサービスであるが、その利用実態については地域格差が大きいと指摘されている。

大和高田市においては、令和7年2月時点で22事業所が重度訪問介護の事業指定を受けているが、実際にサービス提供を行っている事業所については10事業所となっている。また、実利用者数については、令和6年12月時点で4名であり、昨年度と比べて大きな増減は見られない状況であるが、通常の居宅介護に比べると依然として利用水準は低いままである。

その理由として、通常の居宅介護の報酬単価に比べ、重度訪問介護についてはその半分程度の報酬単価となっていることが大きく影響していると考えられる。大和高田市においても、サービス利用予定者から『重度訪問介護になってしまうと、利用できる事業所がない、若しくは減ってしまうため居宅介護の利用を認めてほしい』との要求を受けている状況である。

重度障害者の生活実態については、いまだに家族介護が中心になっている状況にあり、同居家族の高齢化により居宅生活の維持が困難となる、あるいは介護の必要性から離職せざるを得ないという事態が起こっており、早急な生活支援が求められている。

居宅介護のみでは長時間にわたる支援を受けることが困難であり、重度訪問介護が望ましいと判断される状況であっても、事業所が限られていることによりサービス利用に至らない事例が多くみられる。

市としても制度の周知や利用を促しているが、提供できる事業所が限られてしまうため、サービス利用に繋がらない状況となっている。

国にお願いすること

重度訪問介護サービスを必要とされている重度障害者の方々が、提供できる事業所数が少ないことにより実際の利用につながらない事例が多く見られています。重度障害者やその家族の地域生活を支援していくためには、制度のあり方についての早急な検討が必要とされています。

適正な報酬単価の設定について見直しを要望いたします。